

I 2011年6月16日付け

「週刊新潮」(発売6月11日)の記事

歴史的発見に騒然 「邪馬台国」論争にケリをつける!?

「卑弥呼の鏡」の新証拠!

邪馬台国は「畿内」と「九州」、どちらにあったのか。これまで延々と繰り返された論争はいまだに決着がつかないが、そこへ衝撃の一石を投じた学者がいる。聖徳大学の山口博名誉教授(79)が発見した中国の古文書に意外な事実が記されていたのだ。

まず、今回の発見を紹介する前に、邪馬台国を巡る論争について説明しておかねばなるまい。

ご存知のように邪馬台国は3世紀ごろ存在していた国で、中国正史「三国志」の「魏志倭人伝」によると女王・卑弥呼がこれを治めていた。同国には約30からなる小国の連合体「倭国」の都が置かれていたが、残念ながら日本列島のどこにあったかははっきりと記されていない。

そこで歴史学者の間で巻き起こったのが所在地をめぐる論争で、吉野ヶ里遺跡などに代表される「九州説」と、「畿内説」の2大勢力が明治時代から熾烈なバトルを繰り返してきたのだ。そのなかでも両者が最も激しく火花を散らしているのが、銅鏡「三角縁神獣鏡」の存在である。昭和20年代に大量に発掘され、当初、鏡の背に彫られていた中国の年代と、魏志倭人伝に記されている景初3年(西暦239年)、「邪馬台国の卑弥呼に銅鏡100枚を下賜した」との記述がほぼ合致すること、さらに近畿地方の遺跡を中心に見つかったことから、これこそ卑弥呼が魏から賜った鏡として畿内説の大きな拠り所となった。

当然、九州説の研究者は真っ向から否定する。いわく、三角縁神獣鏡が日本国内で400枚以上も発掘されているにも拘らず、中国ではほとんど見つからない。鏡の中には「景初四年」という中国に存在しない年号のものもある、などの理由で、そもそも中国製ではないと切って捨てたのだ。

そんな調子で、両者の言い分は対立し、今日に至るまで一歩も譲り合う気配がないのだが、そこに登場したのが、今回の山口名誉教授の発見だった。しかし、断っておくが見つかったのは遺跡でも銅鏡でもない。山口氏は日本の古代文化を研究しており、それと関係のある中国の古文書をずっと渉猟してきた。その山口氏が清代に編纂された唐代の公文書の集成本「全唐文」を調べていたところ問題の記述に突き当たったのだ。ちなみに全唐文は約1000巻からなる膨大な書物で、この中の巻684から始まる文章のなかに、その一文が埋もれていたという。

山口氏が説明する。

「文書には晩唐(9世紀半ば~10世紀初め)の文宗の時代、唐と関係がぎくしゃくしていた吐蕃(チベット)から「交馬の事」、つまり、馬を要求してきたことがあったとあります。これについて高官の王茂元という人物が自分の意見を皇帝に奏上しているのです。そこでは“中国の周辺にいる民族と付き合い合っただけのためには、懐柔して欲しがるものを与えて慰撫するのが一番いい”と助言し、続いて昔の例をひいて紹介しているのです」

問題の記述、とはここだ。

「昔、魏ハ倭国ニ酬(はなむけ)スルニ、銅鏡ノ鉗文ヲ止メ漢ハ軍子ニ遣(おく)ルニ犀兕綺縠(さいびきごう)ヲ過ゴサズ 並ビニ一介ノ使、将ニ万里ノ恩トス」

「景初4年」は実在した

これは、その昔、魏が倭国(日本)に対して彼らの好む銅鏡を贈ってやったこと。漢が匈奴の皇帝・単于に対し、サイの角で作ったベルトのバックルと綺麗な着物を贈ったという意味だ。そして、それぞれの国の使者は、はるばるやってきた恩に対する報いとしてこれらの品を受け取った、と読むことが出来る。

記述はわずかこれだけ。ちなみに魏が倭国の卑弥呼に銅鏡を贈ったという事実は前述のように魏志

倭人伝にも記されており、全唐文には鏡が三角縁神獸鏡であるとは記されていない。だが山口氏は、ここから思いがけない新事実が分かるという。

「それは〈銅鏡ノ鉗文ヲ止メ〉という箇所です。これは倭国にとって禍々しい模様や銘文を刻むのをやめて、彼らの好むような銅鏡を作ってあげたと読める。いわば特注品を贈ったとあるわけです。日本のために特別に作ったのですから、後に同じものが中国から出土しなくても不思議ではない。三角縁神獸鏡には諸説ありますが、少なくとも元々のオリジナルは中国から贈られたものと考えてよいでしょう」

また、三角縁神獸鏡のなかに〈景初4年〉という中国に実在しないはずの年号が彫られた出土品があるという疑問についても、それを覆す文書があるという。

「唐の時代に編纂された『晋書』という歴史書があります。この中の巻12「天文志」に〈景初4年〉という年号が出てくる。天文志とは天体観測の記録などで日時に関してはかなり正確を期しているはず。当時、〈景初4年〉が当たり前のように使われていた証拠。同じように清時代に編纂された『侃文韻府』という書にも〈景初4年〉という年号が出てきます」。

そしてもうひとつ、全唐文のなかで王茂王が倭国を吐蕃や匈奴と同じように語っている点も見逃してはならない、と山口氏は言うのだ。

この頃、唐は衰退しており吐蕃はやっかいな隣国だった。また、匈奴は秦や漢の時代にたびたび中国に侵入し、それを防ぐために建てられたのが万里の長城である。当時、倭国と魏の間では正始元年、4年、6年、8年と何度も使者が行き来している。

「当時の倭国は多くの小国を束ねており、中国にとって外交上、懐柔の必要があるほどの存在だった。倭国の好きな鏡を特注して贈るという気の遣いようからすると、邪馬台国が近畿地方を中心に広大な勢力を誇っていた国と考える方が自然です。九州にあった一政権では説明が付きません」(同)。山口氏が中国古文書の中から見つけた記述、それは邪馬台国が畿内にあったことを十分に窺わせるものだ。

九州歴史資料館の西谷正館長も言うのだ。

「『全唐文』という中国の古文書は、私たち考古学専門の研究者からすれば疎い存在なんです。普段から参照しておられる山口先生だから見つけることが出来た。三角縁神獸鏡の"特注説"は以前からありましたが、これは大いに有利な史料になります。今後改めて議論が深まるのではないのでしょうか」さて、考古学会はこの発見をどう評価する。

II インターネットでのコメント

(1) 「週刊新潮」に掲載された卑弥呼の鏡に関する新説

2011年6月11日 pancho_de_ohsei

一部要約

記事のポイントは二つある。

一つは、邪馬台国の卑弥呼に下賜した銅鏡「三角縁神獸鏡」は倭人が好きな鏡を特鑄して与えたというのである。三角縁神獸鏡は魏の特鑄品であるとする説は、以前から邪馬台国畿内論者によって説かれており、特に目新しい説ではない。しかし、山口教授の発見が事実なら、従来の説を文献史的に補強することになる。

二つ目は、「景初4年」という魏の年号は実在したというのだ。一般には、魏の景初の年号は景初3年(239)で終わり、翌年からは「正始」に改元したと理解されている。ところが、出土した銅鏡の中には「景初4年」の銘があるものが存在する(例えば、福知山市広峯15号墳出土の景初4年銘盤龍鏡)。そのため、邪馬台国九州説の論者からは、三角縁神獸鏡は魏の特鑄品ではなく、魏の改元を知らない倭の鏡職人が鑄造した国産品であるとされている。「景初4年」が実際に存在したのならば、九州説の論者の説は根拠を失うことになる。

山口博名誉教授は日本古代文学を専攻される今年78歳の学者である。日本の古代文化の研究で、

関係する中国の古文書をずっと渉猟されてきて、上記の発見をされたとのことだ。事は邪馬台国の所在を決定する重要な論点であり、ご自分の研究成果を論文としてまとめられたか、あるいは学会で公式に発表されたはずだが、「週刊新潮」の記事からはそうした状況は明らかではない。

教授の説に納得の行かない点がある。

まず、三角縁神獣鏡が魏の特鑄であるとした根拠であるが、山口教授は清代に編纂された唐代公文書の集成本『全唐文』の中に、次の記述があることを指摘しておられる。すなわち、晩唐（9世紀半ば～10世紀初め）の文宗のとき、外交関係がギクシャクしていた吐蕃（チベット）から馬を要求され、高官の王茂元が次のような意見を皇帝に奏上した。

＜昔、魏ハ倭国ニ報（はなむけ）スルニ、銅鏡ノ鉗文（かんぶん）ヲ止メ、漢ハ單于ニ遣（おく）ルニ犀毘綺袴（さいびきごう）ヲ過サズ 並ビニ一介ノ使、将ニ万里ノ恩トス＞

中国の周辺の民族と付き合っただけのためには、懐柔して欲しがるものを与えて慰撫するのが一番である。王茂元は文宗にそう進言し、例として、昔、魏が倭国に対して彼らの好む銅鏡を送ったことや、漢が匈奴の單于にサイの角で作ったベルトのバックルときれいな着物を送ったことを示した。そして、使者たちははるばるやってきた恩に対する報いとして、これらの品を受け取った、と付け加えた、というのである。

この助言の中の”倭国ニ報スルニ銅鏡ノ鉗文ヲ止メ”という文章を、山口教授は”倭国にとって禍々しい模様や銘文を刻むのを止めて、彼らが好むような銅鏡を作ってあげた”と読まれた。そして、倭人が好む三角縁神獣鏡をわざわざ特鑄で作らせ下賜したため、中国本土で一面も出土しなくても不思議はない、とされる。

山口教授は”鉗文ヲ止メ”とは特鑄を意味すると解釈されたようだが、はたして正しいのだろうか。『大漢語林』で鉗文の意味を調べようとしたが、そうした熟語は載っていない。ただ、「鉗」の一字の意味は「くびかせ」「かなばさみ」「物をはさみとる金属製の道具」とあった。

山口教授のような理解の仕方が可能だったとしても、魏特鑄説が成立するためには、次の二つの条件がクリアされなければならない。

- ① 倭国の使者は、三角縁という特殊な形態の鏡の存在を知っていて、そうした鏡の下賜を願っていた。
- ② 魏は、倭国の使者が洛陽に滞在している間に、三角縁神獣鏡を新しくデザインししかも100面も大量に作成できた。

中国社会科学院考古研究所の王仲殊教授は、我が国から出土する三角縁神獣鏡は、中国の平縁神獣鏡を基本とし、三角縁画像鏡も参照して造られたと推察しておられる。しかも、この2種類の鏡はいずれも当時の呉の国で造られた鏡で、魏の領土では作られていない。そのため、280年に呉が魏によって滅ぼされた後、倭に亡命してきた呉の鏡職人たちが考案して製作したとの説を出しておられる。この王仲殊説が正しければ、当時の倭人は三角縁の鏡の存在を知らなかったことになる。卑弥呼の時代以前に倭人が入手していた鏡は漢鏡であり、いずれも平縁だった。また、当時の魏の官営鏡工房では三角縁の鏡など製造していなかった、という事になる。

さらに別の問題もある。卑弥呼が派遣した遣魏使は景初3年(239)6月に帯方郡に到着し、帯方郡太守劉夏（りゅうか）に天子に朝貢したいと申し出た。劉夏は倭使の来訪を洛陽に報告し、入京の許可が届くのを待った。そして、郡の官吏に命じて一行を京都（洛陽）まで送らせた。そのため使節の一行が王都洛陽城に到着したのは、おそらく景初3年も暮れが押し迫った頃だったであろう。その年の12月、魏の第3代皇帝・曹芳（そうほう）は詔書を下し、卑弥呼を親魏倭王とし、銅鏡などの下賜品を与えた。

倭の使節が帰国するためには、船の帆走に都合の良い北西風の風が吹いている時期に、上陸地点に戻らなければならない。彼らが初期の遣隋使節と同じルートを取ったのであれば、山東半島の登州あたりに3月頃には戻ったはずだ。そう仮定した場合、一行の洛陽滞在は、せいぜい長くて2ヶ月程度となる。その間に、魏の工房の鏡職人が倭人の好みを聞いて三角縁神獣鏡を新規設計し、100枚も鑄ることができたであろうか。おそらく不可能だったにちがいない。

当時の銅鏡を巡る状況や遣魏使節の滞在期間を考慮すれば、使節の団長の難升米（なんしょうまい）が、倭人の好む形や紋様の鏡の下賜を願いでたととしても、それは当時の魏の都で行われていた後漢鏡であろう。後漢が滅亡してまだ19年、前代の鏡が魏の時代にもまだそのまま踏襲されて使用されていたと考える方が筋が通っている。三角縁神獣鏡が魏の鏡工房で特鑄された可能性などない。

「景初4年」という年号は存在した？ 存在しなかった？

さらに山口名誉教授は、2つの文献を挙げて「景初4年」という年号は実在したと説かれる。まず、唐代に編纂された『晋書』の巻12「天文志」書の中に、「景初4年」という年号が出てくるとのことだ。天文志とは天体観測の記録などで日時に関してはかなり正確を期しているはずで、当時は「景初4年」が当たり前のように使われていた証拠だと言われる。さらに、清の時代に編纂された『佩文韻府』（はいぶんいんぷ）にも「景初4年」という年号が出てくるとのことだ。

両方の文献で、「景初4年」という年号がどのようなコンテキストの中で使用されているのか、週刊誌の記述からは伺いしれない。しかし、いずれの文献も唐、あるいは清の時代のものであり、陳寿(237-297)が編纂した『三国志』に比べると資料的価値は低い。

『三国志』は後漢の混乱期から西晋による三国統一までの三国時代について、ほぼ同じ時代を生きた歴史家によって書かれた同時代史である。その資料的価値は比べようもなく高い。

では、『三国志』の中の「魏書」に景初4年の記載があるか。実は一行もないのである。山口教授はこのことを先刻ご承知のはずだが、後代の信憑性に欠ける資料の記述をもって、なぜ存在しない年号が実在したと説かれるのかよく理解できない。それどころか、「魏書」の三少帝紀第四には、景初3年(239)12月の事として、翌年は正始元年とする旨の3代皇帝曹芳が下した次の詔勅まで記載されている。

「烈祖明皇帝は正月に天下を見捨てられ、臣下や子供たちはいつまでのそのご命日の哀しみを抱き続けている。それゆえふたたび夏王朝の暦を使用せよ。(中略)夏王朝の暦は歴法において、天の暦と合致している。そこで、建寅の月を正始元年正月とし、建丑の月を後の十二月とせよ」

こうした詔勅が出された背景には、次のような事情があった。魏の2代皇帝・曹叡は景初3年(239)正月丁亥朔に崩御し、曹芳が3代皇帝として位を継いだ。本来なら新皇帝誕生とともに改元するのが通例だが、先帝が正月になくなったため、曹芳は景初3年の年号をそのまま継続して使用した。そのため、その年の12月(子月)になって、次の丑月を景初3年の後の12月とし、その次の寅月から正始元年正月とする詔を出しているのだ。したがって、景初3年は12月が2回あったことになる。こうした「魏書」の記述から考えても、景初3年の次の年号は正始元年であり、景初4年という年号は存在しない。「魏書」はこの詔勅の後に、「正始元年春二月乙丑の日、・・・と続いていて、これを見ても、景初4年という年号が存在しなかったことは明白だ。後代の資料に、「景初4年」という記述があったのなら、その誤記を疑ってみるのが、厳正を旨とする学者の態度であろう。

景初3年は西暦239年にあたる。三国志の著者陳寿は237年の生まれとされている。彼は蜀の生まれだが、後に晋に仕官している。歴史家として自分自身の存命中の年号を間違えることなど普通は考えられない。そうした一般常識を無視した歴史学者や考古学者の邪馬台国論は、ためにする議論にすぎない。

引用文献「正史三国志 1 魏書 I」陳寿 裴松之 注 今鷹真・井波律子訳 (ちくま学芸文庫) 2011/06/11 作成 by pancho_de_ohsei

(2) 6月16日週刊新潮記事(6月10日発売)

驚崎弘朋氏

一部要約

新潮記事は聖徳大学の山口名誉教授(文献学)が見つけた古文書です。

清代に編纂された唐代の公文書の集成本「全唐文」(約1000巻)の第684巻に次の文があるそ

うです。

「昔、魏は倭国に酬するに、銅鏡の鉗文を止め、漢は単于に遣するに犀毘綺裕を過さず 並びに一介の使、将に万里の恩とす」

山口氏は次のように説明しています。

「文書には晩唐（9世紀半ば～10世紀初め）の文宗の時代、唐との関係がぎくしゃくしていた吐蕃（チベット）から「交馬の事」、つまり、馬を要求してきたことがあったとあります。これについて高官の王茂元という人物が自分の意見を皇帝に奏上しているのです。そこでは”中国の周辺にいる民族と付き合っただけのためには、懐柔して欲しがるものを与えて慰撫するのが一番いい”と助言し、続いて昔の例をひいて紹介しているのです」

山口氏は「銅鏡の鉗文を止め」に注目し、倭国の為の特鑄したとします。そして、これを三角縁神獸鏡と結びつけ、オリジナル鏡は中国から贈られたものとします。

しかし、

- ① この記事の銅鏡が三角縁神獸鏡とはどこに記載されていない。
- ② 私は、卑弥呼が受領した100枚の銅鏡が尚方（官営工場）での特鑄品である可能性は十分あると思います。しかし、それは三角縁神獸鏡ではない。
- ③ 三角縁神獸鏡特鑄説は多くの批判を浴び崩壊しています。特に森博達氏が銘文から特鑄はあり得ないとしています（特鑄であっても三角縁神獸鏡ではないとの意味）。「立身出世できる」とか「長生きできる」とか「子孫が繁栄する」といった銘文は、中国皇帝が特鑄して倭国王に送った鏡ではあり得ないからです。また、押韻を誤った拙劣な銘文である。
- ④ 従って、銘文から見る限り「オリジナル鏡は三角縁神獸鏡ではない」ということです。

Ⅲ 補足意見（平松）

（1）「鉗文」について

インターネット氏の説くように鉗文としては辞書にないが、諸橋大漢和辞典には、

鉗で ①くびかせ、くびわ。②くびかせをかける。③はさむ、また、かなばさみ。④つぐむ、とじる。⑤わるい、そこなひののしる。⑥みだり。⑦箝（くびかせ）におなじ。⑧拮（くびかせ）に通ず⑨或いは鉗（はさみ）につくる。

とある。

「鉗口」はあり、閉口不言の意味であり鉗口令などでよく使われる。それから見ると「鉗文」は文章を書かないという意味に取れないこともないが、それを「止める」と解釈すると二重否定で、山口氏のいわれるように銘文なんかを入れないという意味にはならない。むしろ諸橋大漢和の⑤の意味として、「悪い文、そしるような文を書くことを止める」と解釈するべきであろう。しかし、もともと鏡の銘文に人をそしるような文を書いているものは無く、意味としては悪いことは書かず、いいことだけを書こうということになる。

いずれにしてもこれは三角縁神獸鏡に限ったことではなく、また中国に三角縁神獸鏡がないことの原因にもならない。

もう一つの問題点は景初4年である。山口氏の説では「佩文韻府」に景初4年の記事があるという。

（2）佩文韻府

「佩文韻府」は中国の字書で、106巻拾遺106巻あり、清の康熙帝の勅を奉じて、張玉書・陳廷敬・李光地ら76名が編纂。1711年成る。2字、3字4字の熟語を文末の属する韻(106韻)により配列し、出典を記したもの(広辞苑より)。

古い字書は偏などで編纂されていないから、先ず単語を引くだけでも大変苦勞するが、広辞苑にあるように末尾の韻で整理されている。同じ韻のものは同じ巻にある。巻頭に同じ韻の言葉を表記している、など、まず要領を知る必要がある。

なお7冊本は索引があるから、それを利用することも考えられるが、要するに韻で整理されているから、「景初」という単語を発見するには「初」の漢字を見るしかない。また景初四年という言葉は、熟語としてではなく、説明文として出てくる。

山口氏がこの大部の一種の辞書から、しかも小さな字で書かれている辞書から、景初四年を発見したのは、大変な時間と労力をかけたであろうと推測された。結論的には最初から最後までこの辞書を全部見なければならぬという大作業であるからである。

もっとも一つのことを発見すると次は比較的簡単に全部を見ることなく、発見できる。

山並峻又馬標傳臣愚以為傳聞不如親見其形也
 史晉家人傳宗負傷匠人建國水地以置業以懸
 其古文也又同考工記中央樹八尺之景正之景
 景將以正加景音書天文志景初四年三月己巳流景音書后紀
 四方也所以裁其私房樂希聲是用節其容止江總蜀山樓費寺
 中項日以裁其私房樂希聲是用節其容止江總蜀山樓費寺
 詞若華拂一東方報其大白日匿劉滄送友人遊蜀詩青蘿拂水影
 音書初景自堅之建元十七年四月長安有青蘿拂水影
 裏緒能為是哉宋史高麗國傳日本所造車下有司估價值以
 青縑永安七年建金根併根諸御車上但以高張反鏡就列
 白居易奇雀待兩鐵合人詩一余薄絮朱裏高張反鏡就列
 人傳景初四年俄王遣使上獻一織縑古樂府新日一織縑五丈
 生口倭使初四年俄王遣使上獻一織縑古樂府新日一織縑五丈
 倭深簡文帝詩楊柳葉織縑佳人嬾一織縑古樂府新日一織縑五丈
 泉落日看還詩謝家蕩舟妾何處一織縑古樂府新日一織縑五丈

正始元年，太守弓遵遣建中校尉梯儁等奉詔書印綬詣倭國，拜假倭王，并齎詔賜金、帛、錦罽、刀、鏡、采物，倭王因使上表答謝恩詔。其四年，倭王復遣使大夫伊聲耆、掖邪狗等八人，上獻生口、倭錦、絳青縑、緋衣、帛布、丹木、楡、短弓矢。掖邪狗等壹拜率善中郎將印綬。其六年，詔賜倭雞升米黃鹽，付郡假授。其八年，太守王願到官。倭女王卑彌呼與

青龍二年十月乙丑，月又犯填星。占同上。戊寅，月犯太白。占曰：「人君死，又為兵。」景初元年七月，公孫文懿叛。二年正月，遣宣帝討之。三年正月，天子崩。四年三月己巳，太白與月俱加景晝見，月犯太白。占同上。子崩四年三月己巳太白與月俱加景晝見月犯太白占同上

佩文韻府 青縑の箇所 佩文韻府 加景の箇所 倭人伝 其四年 晉書中華書局版 同百衲本

筆者の場合は、初め「景」の字にこだわり、一生懸命景の字を探した。前述の如く韻で整理されているから、景の字が下に付くことになるが、当然のことだが「景初」という言葉は出て来ない。そのうち「影」の字の所にも「景」の字が編集されていることを知り、偶然その中に「加景」という言葉を発見し、晋書天文志に景初四年の現象として説明が出てくることを知った。(上の資料左から2番目)。このことは、景初三年前後で魏のことを書いている記事の単語を佩文韻府で引いてみれば或いは景初四年の事項として説明している可能性があるので、「佩文韻府」全巻を見なくても済むという、若干ではあるが手間が省ける。

倭人伝で景初に関係する所に出てくる熟語としては青縑、生口、倭錦、緜衣、帛布（はくふ）、丹、木豸＋付（＝フとよみ、獸の名。羊に似て四耳、尾無く背に目がある＝諸橋大漢和）、弓矢などがある。運良く青縑については順調に見つかった（資料一番左）。木豸＋付については岩波倭人伝には、弣一ゆずか一の誤りかとする注があるが、佩文韻府印譜には出て来ない。なお、中華書局版では、丹木、豸＋付と区切っており、丹木については、佩文韻府には「山海経」に出てくる旨の説明があり、こちらの方が正しいと思われる。もっと厳密に佩文韻府を見れば他の個所にも景初四年とあるかもしれないが、当面二つの例を分析すれば十分であろう。

（3）佩文韻府に出てくる景初四年

1 景初四年と出てくる個所

左側は「魏志倭人伝景初四年倭王遣使上生口倭錦絳青縑緜衣帛布」と書き、「青縑」の出典として魏志倭人伝を上げている。

一方右側は「晋書天文志景初四年三月己巳太白與月俱加景晝見月犯太白」と書き「加景」の出典として晋書を上げている。

原典を見る場合、我々は中華書局発行の三国志ないし晋書を見るのが一番便利がよいため、右のコピーの左は三国志、中は晋書でいずれも中華書局版である。参考のため右側に、百衲本の晋書を添付した。

2 景初四年は正しいか

① 倭人伝の記述

佩文韻府に倭人伝の記述として景初四年とあるような表現をみて、即座にこれは怪しいと思った。倭人伝については、及ばずながら何度も原文で読み返している。景初四年という表現があれば即座に気づいているはずである。原文を開いてみたが、これは明らかに正始四年の間違いである（左側）。正始元年の文章の次に「其」四年とあれば、当然正始四年と解釈しなければならない。

② 晋書の記述

晋書の方は場合によっては景初四年と読める書き方である。特に右の百衲本の場合、康熙帝の頃は、このように句読点のない文章が一般的であった。しかし内容を見ればこれは景初四年ではなく青龍四年である。

すなわち、青龍二年に月が金星を犯した。これを占うと「人君が死に戦と成る」ということであった。その占い通り、景初元年に公孫懿が反乱を起こし、景初二年に宣帝が征伐したが三年は明帝が崩御した。だから景初元年二年、三年は占いの内容である。次に来る四年は景初ではなくて青龍四年である。その年の三月に金星が月と共に光を増して日中でも見えたので、また占ったわけである。

この点中国の学者も同じ見解であり、中央の中華書局版は句読点をつけ、文章が注書きに該当するものは始まりと終わりに一字空白を設けている。中の文章の中の「占同上。」の下を一字空け、また「天子崩。」の後も一字空けている。（同旨＝季刊邪馬台国108号、入倉徳裕氏＝橿原考古学研究所埋蔵文化財部総括研究員）。

3 佩文韻府の性格

佩文韻府の編者は70名以上の学者が大急ぎで資料を集めたため、詳しく検討することなく上梓したとしか考えられない。

（4）干支による検証

1 検証の意味

歴史的事実・事件に干支が付されている場合、それが年号等と符合するかどうか検証する必要がある。幸いにして内務省地理局編纂になる「三正綜覧」があり、手軽に検証できる。

2 四年三月己巳（きし）の解釈

晋書天文志に出てくる「四年三月己巳」が、青龍四年であるとする、青龍四年は、丙辰西暦236年、三正綜覧（注）によれば、正月が正と閏があり、三月の朔日は甲辰となっているから、三月己巳は3月26日に当たり、暦としては成立する。ちなみに、内田正男編「日本書紀暦日原典」にある元嘉暦（西暦443年に制定されているから、この時点は逆算になるが）、3月の朔日は甲戌なり、己巳は55日に当たるから、一月は29日または30日である以上、青龍四年ということは成立しない。しかし、三正綜覧、中国史暦日和中西暦日対照表（方小芬等編、上海人民出版社）、中国年暦総譜（董作賓編）いずれも、正月に閏月を設けており、筆者としては、この三者を否定して、日本書紀暦日原典を採用する論拠を持ち合わせない。

（注）三正について

昔は、冬至が1年を決める基準の日で、冬至を含む月を子月、その次を丑月、その次を寅月としていた。この場合、子月が年始（正月）、丑月が2月、寅月が3月となる。しかし、王朝が変わるたびに、丑月や寅月を年始（正月）にしたり、ということが行われた。具体的には、子月を正月とする周暦、丑月を正月とする殷暦、寅月を正月とする夏暦の3パターンが用いられ、これを三正（夏正・殷正・周正）という。

最終的には、前漢の武帝による太初1年（紀元前104年）の改暦で、立春の頃にあたる寅月を正月とする「夏正」が採用されて以来、現在に至るまで、冬至を含む子月が太陰太陽暦（いわゆる旧暦）の11月、丑月が12月、寅月が正月となったが、景初暦のように、殷正（丑月を正月とする）を使ったものもある。

3 検証の結果

干支からは青龍四年でも景初四年（景初三年に次ぐ年＝正始元年）でも成立する。しかし文献からは、景初四年がないことを明記しているの、景初四年があったとするには別の論法が必要となろう。

（5）景初四年の実在性について

1 否定説（通説）

以上縷々述べてきたように、三国志の記載からは景初三年の後は正始元年と明確に記載しているから、景初四年はあり得ないとする。

すなわち、『三国志』魏書明帝紀によれば、景初三年の正月に帝が死去したため、同年に改元の必要が生じた。景初年間に使われていた暦は、丑月（冬至月の翌月）を正月とするものであり、それまでは長らく寅月（冬至月の翌々月）を正月とするものであった。明帝の死去によっておこった改元の議においては、元の寅月正月にもどそうということが決まった。景初三年の一二月の次は翌年の正月になるはずだったが、明帝はすでに死去しているのだから、改元せずに新年にするわけにはいかない。そこで、翌年正月（一月）になるべき月を閏月（後十二月）として、翌月を正月として寅月正月暦に移行することになった。だから、景初四年は存在しない、とする。

また佩文韻府にある景初四年は編者の原典の読み間違いであるとする。

2 肯定説

① 通常は後述の平勢説のように精緻な理論を展開することなく、景初三年や景初四年は、実際にその年号があったから、銅鏡の銘にそれを入れたのだという説になる。

② 平勢説

肯定説のうち平勢隆郎（東京大学東洋文化研究所教授）氏の詳しい論文がある。

【景初の年代に関する試論】

（池田温編「日中律令制の諸相」〈東方書店〉より）

緒論

三角縁神獸鏡の製作地につき呉の工人の作鏡だという説が出され、論争が続いている。その論争の鍵をにぎるのが、我が国の福知山市広峯一五号墳から昭和六一年一〇月に出土した「景初四年」銘龍

虎鏡、および辰馬考古資料館所蔵の同范鏡である。

呉の工人の作鏡であるという説を主張した王仲殊は、朝鮮北部の漢人の塼室墳の塼や墓壁の題記の中に用いられている年号には、改元を知らず使い続けられたとおもわれるものがあり、倭においても改元の事情がつかわっていないのだからとしている。

一方鉛同位体比を景初四年銘をもつ上記の二つの鏡について測定した馬淵久夫・平尾良光は、この二つの龍虎鏡が、「景初三年」銘をもつ「舶載」三角縁鍛鏡と原料の出所は区別できないこと、これとは別に呉の年号赤烏元年銘をもつ鏡は原料の出所がこれらとは異なることを述べている。これは、景初四年銘鏡が景初三年銘鏡と隔絶した世界の産物ではない可能性を示すだけでなく、また呉の工人が関わるとする説に有利には働かない事実を提示するものである。

筆者（平勢氏）は、『三国志』に言う「景初三年」の年は、本来「景初四年」であり、従って本来の景初元年は、従来言うところの景初元年の前年になる可能性がある、という結論を得るにいたった。景初四年は一年まるまる存在したのであり、閏月とされた一ヶ月だけではなかったということになる。

一 年号の書き換え

本論は、景初改暦により西暦二三六年が景初元年(それまでの青龍四年を書き換える)とされ、二三九年の景初四年まで続いたのが、更なる書き換え後に二三七年をあらためて景初元年とし、二三九年の景初三年まで続いたことに改められた(青龍四年を復活)ということである。

戦国時代の秦国に似たような年代書き換えの事例。

書き換え前は、前二五〇年を莊襄王元年とし、前二四七年を莊襄王四年としていた。それを書き換え、前二五〇年を孝文王元年とし、前二四九年を莊襄王元年、前二四七年を莊襄王三年とするものに書き換えた。書き換えの原因は、孝文王の死去にある。この王は即位三日にして急死してしまう。

類例は、漢の高祖にもある。高祖の年代については漢～年という表現が使われている。

書き換え前は楚義帝元年、漢元年、二年とあり、書き換え後は漢元年、二年、三年となった。劉邦は項羽とともに楚の義帝を推戴して王となった。だから、項羽との抗争期だけでなく、これをうち破って統一を宣言してからも、楚の義帝の年代である義帝元年を認め、これに継ぐ年代として漢～年を用いていた。ところが、高祖の死後、南越や他の越諸国との軋轢の中で、漢の朝廷においては、義帝の正統が南越に継承されていることを否定する必要が生じ、楚義帝元年を抹殺して漢元年とし、以下一年ずつ書き換えを行った。

二 正始改元と少帝即位

武帝の時に、いわゆる年号(元号)が始まる。君主在位の年代は、皇帝のみでなくその下に存在した王や諸侯にもあったが、これを凌駕する皇帝のみの年代が、この年号をもって示されることになった。特別の年代を示すという意味で年号の先駆を探ると、漢の文帝のときに、在位途中で改元して、その後について後何年という記録が残る。こうした改元は、配下の王や諸侯には認められない。これらの改元は、前年に改元が決定され、踰年して正月朔日をもって改元する(明年改元)という共通性がある。

後漢の光武帝が皇帝位についた建武元年は、六月に帝位についたのちに正月に遡って記録を作っている。建武三二年四月に改元の議が起こり決定されたが、改元して始まった中元元年は、四月から遡って正月から始まったことにされている。以後、皇帝即位に関わる改元は踰年改元であったが、在位途中の改元は改元した月から正月に遡って元年とされている。

即位に関わる改元で、始祖でもないのに踰年せずに元年とする例も例外としてあり、董卓が靈帝の皇子を即位させた際に改元している。

魏はこの例外は例外として、漢の通例を踏襲した。だから、魏で初めて皇帝となった文帝も即位改元は未踰年改元であるが、以後の皇帝即位に関わる改元は踰年改元であり、在位途中の改元は未踰年改元である。明帝の場合も、即位に関わる大和改元は踰年改元で、次の青龍改元は未踰年改元(二月改元)であり、景初改元も同じであった。

明帝の死去によって即位した少帝芳の正始改元も踰年改元である。改元の情報が一年も遅れたとい

うのは、やや特殊すぎる状況を想定せざるを得ないが、即位に関わる改元は踰年正月をもって始まる。その踰年正月を迎える前に一ヶ月別の年代を置くことは、通常あり得ない。前例としてあったのは、董卓が帝を廃した際の未踰年改元である。

三 景初改元の特殊性

改元して景初元年をたてたとき、それまでの改元とは異なる措置がとられた。それまでは寅月を正月としていたのだが、景初元年は正月を丑月とすることにした。以下に西暦二三六年から二三九年までの子月(冬至月)～亥月と閏月の関係をまとめると、

二三六 子月丑月 寅月ア閏月卯月辰月巳月午月未月申月酉月戌月亥月

二三七 子月丑月イ寅月 卯月辰月巳月午月未月申月酉月戌月亥月

二三八 子月丑月 寅月 卯月辰月巳月午月未月申月酉月閏月戌月亥月

二三九 子月丑月 寅月 卯月辰月巳月午月未月申月酉月戌月亥月

ア 青龍四年正月

イ 青龍四年一二月・景初元年正月

青龍四年は二三六年の寅月を正月とし、二三七年の丑月が青龍四年の一二月となる。二三七年を景初元年だとした場合、その正月はこの青龍四年の一二月だということになる。従って、『三国志』魏書明帝紀にいうように、青龍五年に当たる年(二三七年)の三月(辰月)を景初四年(??)の四月(辰月を四月)にしたということであれば、青龍四年の一二月(丑月)が景初元年の正月(丑月を正月)と書き換えられることになる。この措置によって起こるのは、記事の上で、景初元年正月に重なる青龍四年一二月が消滅するということである。

ところが、二三六年に当たる青龍四年の記事と翌年に当たる景初元年の記事は『三国志』明帝紀に記されているのだが、青龍四年一二月の記事も、景初元年正月の記事もある。ここで先ず考えられることは、本来青龍四年一二月として記録された記事のうち、書き換えられたものと書き換えられなかったものがあり、いずれも『三国志』に記載されていそうだということである。

とすると、あることが確認できる。一年という以上、それは一二月までなければならぬという意識があるということである。ならば、こんな可能性はないだろうか。つまり、本来の青龍四年一二月の記事を景初改元後の正月としたとき、青龍四年に閏月があることに気づいた。青龍四年寅月正月のあと閏月を入れて一三ヶ月あったわけだから、その閏月を閏でないことにし、閏月の後の月の記事を一月ずつ書き換えれば本来の青龍四年一二月が同一二月となって、翌月の正月につながる。閏月は正月におかれていたから、一年分ほぼまるまる書き換えることになる。そこで、月を書き換えるついでに青龍四年を景初元年としてしまった、という可能性である。

また、以下にまとめるように、『三国志』の記事は、景初元年が現在示されている西暦二三七年ではなく、その前年の二三六年から始まったと仮定して暦日を並べてみても、おどろくことに当てはまってしまう例が多い。仮に、景初元年が二三六年から始まっていて、後に二三七年から始まるものに書き換えられたとした場合、それらの記事が混在していてもわからない状況にある。

以下、景初元年が二三七年とした場合と前年の二三六年とした場合、それぞれの記事の暦日が、成り立つ場合(○)と、有り得ない場合は(×)を示すと、

【明帝紀】

		元年→二三七年	二三六年
景初元年			
五月己巳	行還洛陽宮	巳月○	巳月×
己亥	以尚書令陳矯為司徒～	午月○	午月×
秋七月丁卯	司徒陳矯亮	未月○	未月×
景初二年			

丙寅	司馬宣王圉公孫淵於襄平	申月×	申月×
十二月乙丑	帝寢疾不豫	子月○	子月×
辛巳	立皇后……以燕王宇為大將軍	子月○	子月×
甲申	免(燕王宇)	子月○	子月×
癸丑	葬高平陵	丑月○	丑月×

【三少帝紀齊王芳】

景初三年	正月丁亥朔 帝病甚……是日即皇帝位	丑月○	丑月×
二月…丁丑	詔	寅月○	寅月×

【公孫度伝】

景初二年	八月丙寅 夜大流星	未月×	未月×
壬午	淵衆潰	未月×	未月×

(コメント) 236年にした場合、平勢氏の言う理論が必ずしも成立していない。

景初改暦の際に議論された景初暦の暦元である。通常問題にされる景初元年は大歳で丁巳の年であるが、暦元は大歳という壬辰の年であり、この暦元から数えて四〇四六年目に当たる(『晋書』律曆志・『宋書』律曆志)。

大歳とはそもそも木星の影の惑星として案出されたものである。木星と大歳は天の方位配当では丑の方位で交会することとされたため、木星が八三年に一度超辰するのに併せて大歳も超辰していた。ところが、後漢以後、超辰させないこととし、木星とは交会する方位を特定せず、一二年一周天の周期をいまにいたるまで続けている。これがいわゆる年の干支になる。景初暦の暦元として問題にされたのは、この現代につながる干支である。

その大歳という壬辰の年が暦元だということになると、改暦をたからかに宣言した景初暦開始の年が、丁巳だというのは、少々不審である。その前年は丙辰であり、一年の違いなら、この丙辰の方に元年を合わせてみたくなる、というのが人情だろう。

明帝が即位して改元した大和元年は丁未の年で辰の年から遠く、また、父の文帝の黄初元年も庚子の年である。だから辰の年にひっかけて何かしくむことは難しい。ところが、西暦二三六年に丙辰の年がまわってきたわけである。

西暦二三六年の丙辰の年に景初元年を遡らせた理由が、辰の歳を特別視する点にあったとすれば、後に景初元年を一年後の西暦二三七年にずらした意図もまた明らかになる。景初改暦が栄えある行事である以上、それを記録として残すことは、魏の明帝を第一とする正統観を「形」として残すことになる。これは、魏を滅ぼして王朝を打ち立てた晋としては避けたいところだろう。晋は景初暦と内実が同じ暦を襲用しつつ、これを泰始暦と称したことが知られている。この「泰始」という名前に先行する「景初」が第一に位置づけられる年代であっては、やはりまずい。おそらくこの理由によって、景初元年が西暦二三七年にずらされたのだ、とすれば、これもよくわかるのである。

『三国志』明帝紀の記すところでは、景初三年正月に、明帝は死去した。明帝は自らの病が重いとさとりや、晋王朝を建てた司馬氏の祖司馬懿すなわち司馬宣王を急ぎ呼び寄せてその手を取り、曹爽とともに皇太子を補佐せよと遺言を残したと記されている。景初の最後の年は、司馬氏にとって、きたるべき泰始改元の序曲をなすものといえそうである。しかし、この序曲は序曲にすぎないとして、そのことをもって景初を特別に位置づけることはさけたわけである。『三国志』編纂を命じた晋の司馬氏の意向がここに反映されている。

『三国志』明帝紀は、つづけて明帝が三六で死去したことを記している。裴松之は「魏の武帝が建安九年八月に鄭を定めた後、文帝が甄后をめとったとすれば、明帝は翌年の一〇年(二〇五年)に生まれたに違いない。とすれば、景初三年正月(二三九年)の死去まで数えて三六歳ということにならない(三五歳になる)」とを述べている。

しかし、青龍四年と景初元年をともに存在した年代として、これらを二年分と合算した記事が残さ

れていたとすると、文帝は三六歳まで生きたとされる。『三国志』編纂にいたる経緯とそれまでに残された記事の由来ははっきりしないが、年代上の矛盾を説明してくれるものである。

四 公孫淵滅亡の年

『三国志』魏書東夷伝の倭人条(魏志倭人伝)に、卑弥呼が魏に使を送ったのが景初二年六月であると記されている。『日本書紀』神功皇后紀三九年(二三九年)に後人が書き入れたとされる文があり、「魏志に云、明帝の景初三年六月、倭女王云々」と記していたことから、『三国志』にいう景初二年は景初三年の誤りであろうとされている。しかし、この「二年」が「三年」であろうという版本問題とは別に、景初二年とされた年も景初三年とされた年も、いずれも西暦二三八年のことを言う可能性が、いま出てきたわけである。

卑弥呼の遣使は二三九年であろうという根拠には、朝鮮半島において、公孫淵が反乱を起こしていて、その公孫淵が滅ぼされる前の遣使はあり得ないというものもある。公孫淵が滅ぼされたのが明帝紀にいう景初二年(二三八年)の八月なので、それに先んじた六月の遣使はないということである。

ところが、二三八年の六月に卑弥呼が魏に遣使していたということになったらどうなるか。公孫淵が滅ぼされた景初二年は、実は二三七年だったということになりはしないか。

(平勢氏は『三国志』母丘儉伝を詳しく検証する。そして景初二年は237年であって全く矛盾しないという)。

『三国志』魏書東夷伝倭人条の景初二年は、正始年間の後に書き換えられた二年であった。それが倭人条に記されたということであれば、単なる誤記ということではない。後の注釈者は、公孫淵滅亡の次第を『三国志』明帝紀などから読みとり、景初二年ではないと判断しこれを「三年」と修正したか、あるいは、『太平御覧』引く『魏志』が現行本『三国志』魏書と異なるように、我々の通常知りえぬ『魏志』があり、それを引用したかのいずれかになる。

さて、公孫淵の滅亡に関連しては、公孫淵伝に「始めて度の中平六年を以て遼東に拠りてより、淵に至るまで三世、凡そ五十年にして滅ぶ」とある。公孫淵が遼東に拠った中平六年は西暦一八九年であるから、それより数えて五〇年目は二三八年となる。これは『三国志』にいう景初二年である。いま公孫淵が滅びたのは二三七年だと述べたばかりだが、この想定どおりだと、「凡そ五十年」は「凡そ四十九年」としなければならない。ところが、これもすでに述べたように、明帝の年齢は三五歳のところ三六歳と記されており、これは青龍四年が景初元年に当たるという認識がないままになされた計算の反映と理解された。「凡そ五十年」についても同じ計算上の重複があるとすれば、公孫淵滅亡はやはり二三七年になる。

記事を整理する上での混乱を述べたついでに、類例を『史記』以来の史書の中に求めておこう。すでに述べたように漢の高祖の年代には、前二〇五年を元年とするものと前二〇六年を元年とするものの二種類が併存している。このための混乱があり、また、その混乱に惑わされた記事もある。本来併存してよかったのを、整理の際におかしいと考え、よけいな記事を増補している例もある。例えば、『史記』彭越列伝・陳稀列伝に陳稀が反乱をおこして代に自立したのが「九月」とするのとは、反乱が高祖の一〇年とする記事と一一年とする記事に惑い、一〇年とするのは前年末にしなければと誤認したものである。

ただし、『史記』の編纂時点では、年代の矛盾をそのまま残す方針がとられた。だから、その矛盾を使ってわれわれは本来の姿を復原することができる。ところが、『漢書』になると、整理した上できれいに年代矛盾を消し去ってしまう。同様の方針は、以後継承された。だから、『三国志』については、『史記』のように矛盾を指摘して本来のあり方を示すということが、極めて困難な状況にある。

しかしながら、景初四年銘の鏡の出土とその後の研究によって、年代矛盾が顕在化してきた。その矛盾をめぐってすでに出されていた三角縁神獣鏡が呉の工人が作った鏡であるとの見解も注目された。ところが、年代矛盾の解消を進める手だては他にもあったのであり、本稿は、その可能性をつめてみ

たわけである。

おわりに

本稿は、景初改元の特殊性を述べて、改元後の景初元年は、二三六年であり、景初四年までであったこと、それが正始改元の後に書き換えられ、二三七年があらためて景初元年とされ、景初は三年までとされたことを論じた。明帝死去の年齢について、宋の裴松之が一歳少ないはずだと述べているのは、この改元にかからんで、当初あって削られ後にまた復活した青龍四年とこの青龍四年を書き換えてできた景初元年とが、重複して教えられた結果を問題にするものだろう。

この改元の特殊性は、正月が従来の寅月から丑月に改められたことに起因する。景初改元の意味を貶める「形」が『三国志』魏書に関して指摘でき、魏を承け晋を建国した司馬氏の正統主張が関わるようだ。

景初年代の書き換えの可能性を検討する中で、鏡の銘文に見える景初四年(二三九年)が実際にあった魏の年号であること、卑弥呼が魏に遣使したのはその前年の景初三年(二三八年)で、この年は『三国志』では景初二年(二三八年)と記されていること、公孫淵討伐のため司馬宣王が都を出発したのは景初二年(二三七年)であること、テキスト問題として議論されてきた卑弥呼遣使の年である景初二年・同三年の問題は、後世の記事解釈に基づく別次元のもの、あるいは我々の通常知りえぬ『魏志』の記事であること、など諸々の可能性について、若干の検討を試みた次第である。

③平勢説の問題点

ア 平勢説の前提

平勢説の冒頭にもあるように、「鉛同位体比を景初四年銘をもつ上記の二つの鏡について測定した馬淵久夫・平尾良光は、この二つの龍虎鏡が、「景初三年」銘をもつ「舶載」三角縁鍛鏡と原料の出所は区別できないこと、これとは別に呉の年号赤烏元年銘をもつ鏡は原料の出所がこれらとは異なることを述べている。これは、景初四年銘鏡が景初三年銘鏡と隔絶した世界の産物ではない可能性を示すだけでなく、また呉の工人が関わりとする説に有利には働かない事実を提示するものである。」ということを出発点にしている。

イ 平勢説は文献上詳しい検証があるにも拘わらず、考古学上「景初四年銘鏡」が出土したために、景初四年があったという、理論付けを行っているように思われる。

しかし、景初四年鏡は以下に述べるように、国産と考えるのが論理的であり、国産の「景初四年鏡」が出たことによって、中国に景初四年という年号があった証明にはならない。

一方、干支から、景初元年を236年とし、あるいは、237年とすることの適合性が論じられているが、両方に不適合な場合が含まれており、一方に多くの合理性があることの証明にはなっていない。したがって、中国に景初四年があったという論証にはなっていない。

ただし、景初四年鏡は国産であるということは、景初四年がなかったということにもならないことは注意すべきである。

3 金属考古学から見た考察（新井宏「理系の視点から見た考古学」より）

① 紀年鏡の製造の時期と場所

馬淵久夫・平尾良光氏の鉛同位体比資料をそのまま分析すると、紀年鏡のうちAグループ（正始元年森尾鏡、景初四年辰馬鏡、青龍三年太田南鏡、青龍三年個人蔵鏡）とBグループは（正始元年柴崎鏡、景初四年広峯鏡）グループ間できわめて類似した計数を持ち、別々に、しかしグループ内では同時に同じ場所で作られたことを推測させる。

中国国内で同じ場所で同時に、別々の年代のものを作成することは考えられない。これは中国以外で、特に日本で作られたとしか考えられない。

このことは特鑄説も否定するものである。特鑄であれば、その時の年代のものを、たとえば正始元

② 景初暦の採用について

魏書卷三明帝三（中華書局版三国志一 108頁）に

「景初元年春正月壬辰、山荏縣言黃龍見。於是司奏、以爲魏得地統、宜以建丑之月爲正。三月、定曆改年爲孟夏四月。服色尚黃、犧牲用白、戎事乘黑首白馬、建大赤之旂、朝會建大白之旗。改太和曆曰景初曆。」とある。

「以建丑之月爲正月」とは「景初」は丑月を正月とする「殷正」を採用したことになる。この結果青龍五年三月が景初元年四月となる。

一方、三小帝紀第四には、「景初三年正月丁亥朔、帝病甚」とあるが、景初三年は正月丁巳朔であり、丁亥朔は景初二年十二月である（三正綜覧等）。これは三正綜覧等が一ヶ月繰り上げを表記していないことを意味する。

この前提で正始への改元をみると、

「（景初三年）十二月、詔曰：『烈祖明皇帝以正月棄背天下、臣子永惟忌日之哀、其復用夏正；雖違先帝通三統之義、斯亦禮制所由變改也。又夏正於數爲得天正、其以建寅之月爲正始元年正月、以建丑月爲後十二月。』」とある。（中華書局版118頁）

ここでは「夏正」に復して、寅月を正月にすること、及び、丑月を「後十二月」にするということを行っている。これは殷正の正月は丑月であるから、この丑月を「後十二月」とし、夏正に復することにより、夏正は寅月が正月であるから、後十二月の次を正始元年正月（寅月）と改めたことを意味する。景初元年の時に一ヶ月減ったが（11ヶ月）景初三年で一ヶ月増え13ヶ月となる。

干支による月と年号を図示すれば次のようになる（表2）

表2

周正（子月を正月）、殷正（丑月を正月）、夏正（寅月を正月）の関係

西暦	上欄 周暦(周正)順序	下欄年号による暦月											
236	子月 丑月	寅月	卯月	辰月	巳月	午月	未月	申月	酉月	戌月	亥月	閏月	青龍4年1月
237	子月 丑月 青龍4年11月12月	寅月	卯月	辰月	巳月	午月	未月	申月	酉月	戌月	亥月	閏月	青龍5年1月
	景初1年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
238	子月 丑月 景初1年12月	寅月	卯月	辰月	巳月	午月	未月	申月	酉月	戌月	亥月	閏月	景初2年1月
239	子月 丑月 景初2年12月	寅月	卯月	辰月	巳月	午月	未月	申月	酉月	戌月	亥月	閏月	景初3年1月
240	子月 丑月 景初3年12月	寅月	卯月	辰月	巳月	午月	未月	申月	酉月	戌月	亥月	閏月	景初4年1月
	景初3年後12月	正始1年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
241	子月 丑月 正始1年11月	寅月	卯月	辰月	巳月	午月	未月	閏月	申月	酉月	戌月	亥月	正始2年1月
242	子月 丑月 正始2年11月	寅月	卯月	辰月	巳月	午月	未月	申月	酉月	戌月	亥月	閏月	正始3年1月

この表から解るように青龍4年12月が消え、景初3年後12月が増えている。しかし三正綜覧、中国史暦日中西暦日対照表（方小芬等編、上海人民出版社）、中国年暦総譜（董作賓編）はいずれも修正していない。

「其以建寅之月爲正始元年正月、以建丑月爲後十二月」とは、寅月を正始元年正月したのであり、丑正を採用していた直前の暦は景初3年12月は子月であった（表2）。寅月を正月とすれば、丑月が空欄になる。従ってこれを「後十二月」とした。この文章はそのようにしか読み取れない。これを閏月とする説があるが、閏月は33ヶ月ごとに配置されるものであり（時に34ヶ月+32ヶ月）、景初3年正始元年は閏月が回って来ない。

要するに三正綜覧等が、表に後十二月を表示していないことは、景初曆変更の際に一ヶ月減らさず、正始改元の際に一ヶ月増えたことも同様に表示しないことを意味する。

一方三国志の方は、詔のように修正（書き換え）しているから、一ヶ月ずらせて読めば、干支が符合するということになる。（表1の多くの場合）

③ 改元の詔について

景初三年十二月に詔がでたことになっているが、本来改元は想定される時早急に決定されるものであり、1年も遅れて決定されるということは通常ではあり得ない。明帝の崩御が景初三年正月であって、一年以上喪に服し、改元は喪が明けた年の正月に遡って行われる。しかし、景初四年正月に改元しては、一年間以上の喪服したことになる。そこで夏正に復することによって寅年を正月とすることにした。そのために景初四年正月を、景初三年後十二月という、テクニックを使って改元した。この改元の時期は、少なくとも正始元年二月以降、（正始元年の干支の表示が少ないので確定できないが）、遅くとも正始二年の初めまでに行われたと思われる（表1）。この間1ヶ月ずれたまま、干支を記載して、年号だけ書き換えたものと思われる。

④ 結論

景初四年は最低1ヶ月、長くて11ヶ月の間、存在した。

それを後の歴史官僚が景初四年は無かったように書き換えた。

4 景初四年銘三角縁神獸鏡の製造の時期

① 景初四年否定説の持つ問題点

ア 国産説の場合

i 景初四年はないのに何故景初四年銘鏡が存在するかという問題がある。

これに対して、景初三年の後は景初四年と思って製造した。鏡師にそれが伝わらなかっただけである、という回答をし、逆にそれを、国産説の一つの根拠とする。

ii 存在しない紀年を何故銘文に入れるのか、という問題がある。

これに対しても、当然景初四年があるものとして作ったという、同じ回答になる。

iii しかし権威付けのために銘文を入れるとする場合回答にならない。なぜなら、存在しない年号では記念にも権威付けにもならないからである、という反論も想定される。

これに対して「清の欽定百科事典ともいべき『佩文韻府』の編纂者でさえ景初四年があったと読み間違えるのに、鏡師やまして日本に来た鏡師、日本人の鏡師などが、景初四年があったと考えても何等不思議はないと再反論されるであろう。

イ 舶載鏡説

史書にない年号の鏡を何故作ったかという疑問に対して、景初三年の後は景初4年となるはずで、大量に作っていたが、作った段階で改元されたので、そのままにしたという。

しかし景初四年否定説では、景初三年正月に明帝の崩御が前提であり、一年すれば当然改元があるものであり、わざわざ景初四年の銘を入れる理由の説明が出来ない。

② 景初四年肯定説

何故史書に無い銘を入れるのかという問題に対して、実際に景初四年はあったが、あとで景初四年は無かったように書き換えたために、史書に現れないできだとする。

③ 製造の時期

ア 舶載鏡説

当然紀年の時点で作ったとする。

しかし金属考古学からする他の銅製品の対比において、239～240年製造ということは出来ない。

4世紀とする説に対抗できない。

最大の問題は新井説「紀年鏡のうちAグループ（正始元年森尾鏡、景初四年辰馬鏡、青龍三年太田

南鏡、青龍三年個人蔵鏡)とBグループは(正始元年柴崎鏡、景初四年広峯鏡)グループ間できわめて類似した計数を持ち、別々に、しかしグループ内では同時に同じ場所で作られた」という分析に反論できない。

イ 国産説

国産説では従来から、呉の工人が作ったとする説(王仲殊=240年頃以降か)、280年頃以降(古田説、ただし直近は240年頃に傾いている)、4世紀説(新井説)などが有力である。安本説は4世紀末からむしろ5世紀とする(東晋の時代)。

おわりに

以上自分では細かく論じて来たが、テレビドラマ「江」を見ていて、ふと思った。慶長は何年まであったか。歴史を好んで研究していても、慶長・元禄は勿論のこと、明治大正昭和まで何年まであったか覚えていないのが現実である。呉が滅亡する頃日本へ来た鏡師に、あるいは呉の職人から技術を習得した鏡師に、景初が何年続いたか、景初四年があったかどうかなどを問うのは全く無理なような気がしてきた。むしろ景初四年銘の鏡があること自体が、日本で作られた証拠のように思われる。森浩一氏が、和泉黄金塚古墳出土の**景初三年銘鏡**の年号について、「大和朝廷の支配者が自分たちの先祖を由緒あらしめるために、5世紀頃になって作った鏡ではないか」という藪田嘉一郎氏の見解(「日本上古史研究」第6巻1号)を強く支持していることに筆者も賛意を表したい。

以上。